事　務　連　絡
平成 23 年３月 17 日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部　御中

消防庁危険物保安室

東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項に係る啓発用資料の送付について

東北地方太平洋沖地震の被害は大規模なものとなっており、救助活動や被災者の生活に必要な物資等の輸送手段に多大な影響を与えていることから、被災地におけるガソリン、軽油及び灯油等の燃料（以下「ガソリン等」という。）の不足が危惧されています。一方、ガソリン等の危険物は、静電気や電気火花等により容易に火災に至る危険性を有しており、特に、ガソリンは引火点が－40℃程度で火災の発生危険性が極めて高く、静電気等により容易に着火し、一度火災が発生すると延焼拡大危険性も高いことから、その運搬、貯蔵及び取扱いに当たっては、適切な運搬、貯蔵又は取扱いを行うことが重要です。すでに「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項について」（平成 23 年３月 16 日事務連絡）により、被災地でのガソリン等の運搬等における留意事項について周知したところですが、今後、被災者支援のため被災地等へガソリン等の燃料を車両により運搬すること等が増加すると予想されることから、このたび、消防庁においてガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項に係る啓発用資料を作成しました。

つきましては、別添の啓発用資料について、３月 18 日（金）に総務省消防庁ホームページ（ウェブサイト http://www.fdma.go.jp/）のトップページに掲載予定ですので、啓発等の資料として積極的に活用いただくとともに、貴課におかれましては、この旨貴都道府県内の市町村に対しても周知くださいますようお願いいたします。

（連絡先）
消防庁危険物保安室
担当：加藤（晃）、竹本、中野
ＴＥＬ　０３－５２５３－７５２４
ＦＡＸ　０３－５２５３－７５３４